

寿第二・第三団地及び若草団地の用途廃止説明会について

1. 寿第二・第三団地、若草団地の用途廃止に向けた取り組みについて

昨年度、策定された恵庭市住生活基本計画と整合性を図りながら見直しを行いました「恵庭市公営住宅等長寿命化計画（計画期間：令和 6～15 年度）」に基づき、耐用年数が経過した寿第二団地、寿第三団地及び耐用年数が経過若しくは計画期間内で到来する若草団地を用途廃止として進めていきます。

これら団地について、下記表のとおり用途廃止予定年度を目途として、計画的に移転事業を進めていく必要があります。

<対象団地>

団地名・構造等	建設年度	計画供用期間	用途廃止 予定年度	主な移転先
【寿第二団地】 簡易耐火構造平屋建て 10 棟 37 戸	昭和 41 年 昭和 42 年	30 年	令和 9 年度	新たな恵央団地 他の市営住宅 など
【寿第三団地】 簡易耐火構造平屋建て 6 棟 22 戸	昭和 49 年 昭和 50 年	30 年		
【若草団地】 簡易耐火構造 2 階建て 4 棟 28 戸	昭和 53 年 昭和 58 年 昭和 59 年	45 年	令和 10 年度	

2. 令和 6 年度の実施内容について

7 月	各団地所在町内会長への用途廃止説明
8 月 6 日、8 日	用途廃止入居者説明会 (寿第二団地・第三団地及び若草団地の各団地ごとで開催)
8 月～	移転先個別意向調査
9 月～	他団地等へのマッチング作業、移転募集、移転決定 等